

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和5年5月11日（木） 14:40～15:05

2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室

3 対象施設 青森市西部市民センター

4 出席者

(1) 選定評価委員 委員長 白戸高史（企画部次長）  
副委員長 工藤拓実（総務部次長）  
委員 松本大吾（青森大学准教授）  
委員 西村晴夫（東北税理士会青森支部税理士）  
委員 木村久美子（市民部次長）  
委員 中村敦（農林水産部次長）  
委員 石村淳（浪岡振興部次長）

(2) 施設所管課（中央市民センター）

館長 奥崎和彦  
主幹 工藤伸彰  
主幹 肥後奈緒子  
主査 田中浩司

（子育て支援課）

課長 泉澤豊  
主幹 澤拓生  
主査 加藤典和

(3) 制度所管課（財政課）

副参事 岩淵寿哉  
主幹 宮崎恭次  
主査 船橋裕紀  
主査 櫻田博光

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

(1) 指定管理制度導入の適否：適

- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：非公募
- (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

## 7 主な質疑内容

委員：健康づくり推進課が行っているフィットネスルームやトレーニングルームの運営業務について、今まで行ってきた健康度測定が令和4年度をもって終了したことから、これからは運動するだけの場所になると思うが、来年度からの指定管理者の業務に含める予定はあるか。今回の審査には直接関係は無いが、今後の指定管理料基準額等に影響が出てくると思うので、現段階での考えを聞きたい。

施設所管課：自主的に健康増進に取り組む市民の利便性を図るため、トレーニングルーム機能を維持するに当たっては、市民の健康の保持増進を図るためにこれまで健康増進センター及び西部市民センタートレーニングルーム等において健康度測定による事業を実施してきた保健部が、引き続き双方の施設を一体的に運営することにより経費節減が図られ、円滑に効率的かつ効果的な運営ができることから、施設所管の教育委員会から保健部に運営事務に関する事項を令和5年4月から補助執行としており、指定管理者の業務に含める予定は無い。

委員：令和5年度はそのような話で決まったが、西部市民センターの指定管理者は令和6年度から更新になることや、トレーニングルーム等は施設の機能の一つでもあることから、指定管理者の業務に含めることがいいのではないか。児童集会室も所管は子育て支援課だが、指定管理者が業務を行っている。

施設所管課：現在、健康増進センターと西部市民センターのトレーニングルーム等を一体的に運営しており、業務員が5名いると聞いている。これを切り離して、西部市民センターのトレーニングルーム等を指定管理業務に含めると、シフトを組みながら行うとして、この業務だけで業務員が3名は必要になってくるため人件費が増えることとなり、経費節減が図られるのは、今の体制ではないかと考えている。

委員：西部市民センターのトレーニングルーム等の運営事務に関する事項を教育委員会が保健部に補助執行させることについて、総務部に協議があった際、西部市民センターは教育委員会の所管施設であることから、本来の権限に基づいた管理となるよう、トレーニングルーム等の教育委員会による管理・運営を検討するよう付言して回答しているので、今後、検討したうえで

解決してほしい。

委員 長：委員会では、指定管理者がトレーニングルーム等も運営した方が、良いのではないかという意見が出ている。施設所管課には、どこまでの範囲を指定管理業務とするか、経費比較等の理屈を整理し、関係課と協議のうえ、次回、募集要項の審査の際に説明できるようにしておいてください。

委員：市民や利用者から寄せられた意見等は特に無いか。

施設所管課：日々の業務において、窓口対応の意見等はあるものの、特には無い。

委員：児童集会室の利用者数は何人なのか。また、その利用者数は、市民センターの利用者数に含まれているのか。

施設所管課：令和4年度の総利用者数は5,145人で、開設日数が293日であることから、一日平均当たりの利用者数は17.6人となり、その利用者数は、市民センターの利用者数に含まれている。

委員：児童集会室を利用する際は登録制となるのか。

施設所管課：小学校の1年生から3年生までのみは登録制となり、それらを除く18歳未満までの方は、自由に利用できる。

委員：児童集会室と放課後児童会は同じものになるのか。

施設所管課：放課後児童会は小学生のみの利用となり、児童集会室は18歳未満までの利用となるため、児童館寄りの施設となる。